

住宅ローン控除で選択ミス

認定低炭素住宅で申告せず、 税理士に損害賠償責任

本特集では、最近の税理士損害賠償請求事件を本誌1126号に続き2件紹介する。1件目は、税理士が顧客の確定申告において、認定低炭素住宅にもかかわらず、一般住宅の住宅ローン控除を選択し申告を行ったため、損害賠償請求が行われたもの。裁判所は、税理士は租税関係法令に適合した範囲内で依頼者にとってより有利な措置を講ずるべき義務を負うと解するのが相当であるとし、47万円余りの損害賠償を認めている。また、2件目は、黙示の合意により業務委託契約が締結されていたかが争点となっていたもの。本件では、原告と税理士とのメールでのやりとりから調停に関連して発生する税務上の問題全般について助言を行うとの委任を示唆するものは認められないとして、原告の主張が斥けられている。



認定低炭素住宅にもかかわらず、一般の住宅ローン控除を選択

最初に紹介する税賠事件は、給与所得者である原告が税理士（被告）に確定申告業務を委任したところ、認定低炭素住宅であったにもかかわらず、一般の住宅ローン控除を選択し申告を行ったため、善管注意義務に違反するとして損害賠償を求めた事件である（東京地裁令和8年3月27日、令和6年（ワ）第30786号）。

原告は令和元年に認定低炭素住宅を購入し、その翌年、被告の税理士と確定申告業務を報酬4万円で委任する契約を締結した。税理士は、確定申告において、住宅借入金等特別控除として40万円を計上したが、その後、原告は住宅販売会社より建物は認定低炭素住宅に該当するため、税額控除の限度額は40万円ではなく50万円であるとの指摘を受けたことから、税理士に対して、控除額を正し

い額に変更するなどの手続きを行うよう要請。税理士は更正の請求を行ったが、税務署から更正の請求の要件を満たしていないとして認められなかった。

原告は、被告は税理士として依頼者である原告に対し、建物が認定低炭素住宅に該当するかどうかを確認すべき注意義務を負うところ、その確認を怠り、漫然と一般住宅であることを前提として一般住宅の住宅ローン控除を選択して申告したものであり、委任契約上の善管注意義務に違反すると主張した。

依頼者により有利な措置を講ずる義務あり

裁判所（新井一太郎裁判官）は、税理士は税務の専門家として、納税義務者から税理士業務を依頼された場合には租税関係法令に適合する申告手続きをすべき義務を負うことはもちろん、租税関係法令に適合した範囲内で依